

第6号議案

令和5年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度南魚沼市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度南魚沼市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業	626,254千円	22,920千円	649,174千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	2,004,959千円	22,920千円	2,027,879千円
第1項 企業債	979,100千円	17,000千円	996,100千円
第5項 補助金	97,512千円	5,920千円	103,432千円
（補正しない項の額）	928,347千円	0千円	928,347千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,729,364千円	22,920千円	2,752,284千円
第1項 建設改良費	626,254千円	22,920千円	649,174千円
（補正しない項の額）	2,103,110千円	0千円	2,103,110千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

（補正前）

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	422,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借	借入れの年から据 置期間を含み40年 以内に償還するも

資本費 平準化債	556,200	り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	のとする。その他借入先の融資条件に従う。ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
未利用利子	59,600		
公営企業施設 等整理債	45,300		

(補正後)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	439,900	変更なし	変更なし	変更なし
資本費 平準化債	変更なし			
未利用利子	変更なし			
公営企業施設 等整理債	変更なし			

令和6年3月4日提出

南魚沼市長 林 茂 男